

## 平成26年度 第1回府中市青少年問題協議会

### 議事録(要旨)

- 日 時 平成26年7月8日(火) 午後2時00分～午後3時30分
- 場 所 府中市役所北庁舎3階 第1・2会議室
- 出席委員 高野会長、石川委員、福田委員、芝委員、横山委員、佐藤委員、  
佐藤委員、堺委員、西谷委員、北島委員、金子委員、川本委員、  
田口委員、吉田委員、土方委員、佐藤委員、松本委員、中田委員、  
村越委員、岸本委員、十倉委員、影山委員、倉田委員、平原委員、  
三浦委員、内田委員、吉野委員、浅沼委員
- 欠席委員 伊藤委員、宮嶋委員(代理出席 奥居庶務課長)
- 市職員 村越市民活動支援課長、英文化振興課長、市川地域安全対策課長、関  
根子育て支援課主幹、青木環境政策課補佐、古塩指導室長補佐
- 事務局 田中子ども家庭部次長、赤岩児童青少年課長、関根青少年係長、長部  
健全育成担当主査、横山事務職員
- 傍聴者 0名

先般

### 資料

---

#### 1 会議資料

##### (1) 次第

##### (2) 平成26年度第1回府中市青少年問題協議会会議資料

資料1…府中市青少年問題協議会条例

資料2…平成25年度府中市青少年健全育成関連事業実施結果等

資料3…平成25年度青少対事業の参加状況

資料4…社会環境浄化活動について

資料5…平成26年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」実施要項

平成26年度 府中市青少年問題協議会委員名簿

##### (3) 席次表

#### 2 参考資料

##### (1) 福祉犯取締りの現状について

##### (2) 多摩児童相談所 平成25年度相談概況等について

##### (3) 第29回府中市青少年音楽会について

## 次 第

---

- 1 あいさつ
- 2 講演  
「福祉犯取締りの現状」  
警視庁生活安全部少年育成課
- 3 議題
  - (1) 府中市青少年健全育成事業の実施状況並びに青少年対策地区委員会の活動状況について
  - (2) 社会環境浄化活動について
- 4 情報交換
  - (1) 府中市内における少年非行等の現状について
  - (2) 児童相談の現状について
  - (3) 児童・生徒の現状について
- 5 その他
- 6 閉会

## 議 事 概 要

---

- 1 あいさつ  
会長より、開会の挨拶が行われた。

事務局より、

- ・ 新委員の紹介
- ・ 委嘱状の伝達
- ・ 欠席委員の報告
- ・ 配布資料の確認

が行われた。

- 2 講演  
「福祉犯取締りの現状」

警視庁少年育成課の山本と申します。

はじめに、お話しする前に地域住民の皆様、関係機関の皆様におかれましては、

警察の行う業務である犯罪抑止対策、特に「母さん助けて詐欺」の被害防止にご協力いただき誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願ひします。

これからお話しする犯罪捜査につきましても、都民の皆様のご協力があってこそ捜査が成り立っていますので、まずもって御礼申し上げます。

本日は、「福祉犯取締りの現状」についてお話しをさせていただきます。

最初に「少年育成課」の業務内容について、説明します。

「少年育成課」は、少年の健全育成に関する、非行少年等の立ち直り支援、ぐ犯少年の扱いや学校における非行防止教室を行ったり、行方不明者や児童虐待への対応を主管としている業務と児童の保護を目的に福祉犯罪の取締りを行っている業務があります。また、都内8カ所に「少年センター」があり、担当区内の警察署や学校、地域と連携した、少年の補導活動や少年相談等の業務を行っております。

それでは、皆さんはこの言葉の意味がわかりますか。

「JK」は女子高生、「ホ別」はホテル代別、三也は「池袋」、¥助は「援助交際」、「WU」は2万円、「セコム」はセックスの時にコンドーム付、「JC」は女子中学生、「莓」は1万5千円、「サポ」は援助交際、「諭吉」は1万円、「TU」は3万円という意味で、子ども達が援助交際等をする際に使っています。隠語の一例です。

また、①は、「誰か援助交際をしてくれる人がいないですか。」、②は、「私は女子高生です。ホテル代別で1万5千円、池袋でお願いします。」、③は、「私は女子中学生です。ホテル代別でコンドーム付で、3万円、渋谷でお願いします。」という風になります。

これは、1つの例で、最近の子ども達は、こうした隠語を使ったメールのやりとりで援助交際を行っている実態があることを理解していただきたいと思います。

「福祉犯」と言われても、皆様はどういった犯罪が該当するのかわからないと思います。「福祉犯」とは少年警察活動規則の中に、「児童買春に係る犯罪、児童にその心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪、その他少年の福祉を害する犯罪であって警察庁長官が定めるもの。」と定められています。今の説明だけでもわからないと思います。

主なものは、児童福祉法、児童買春、児童ポルノ禁止法、出会い系サイト規制法、風営適正化法、東京都青少年健全育成条例などがあり、全部で26法令、3条例が福祉犯と言われます。

代表的な違反の形態を説明すると、「児童福祉法違反」の第34条に「禁止行為」というのがありますので、同条第1項第6号に「児童に淫行させる行為」というものがあります。最近の当課における検挙事例では、いわゆる「援デリ」と言われるものがあります。

これは被疑者となるものが、インターネット上の掲示板などに女性になりすま

して援助交際を希望するような書き込みを行い、その誘いに応じてきた相手と接触することを約束して、交渉が成立すれば、その待ち合わせ場所に「援デリ嬢」として雇い入れた児童を行かせて性交等をさせるという犯罪です。最近はこの取扱いが非常に多くなっています。

また、児童買春、児童ポルノ禁止法の中には「児童買春」と「児童ポルノ」というものがあります。「児童買春」は、児童などに「現金」、「物」を「事前にあげる」または「あげる約束」をして性交等をする犯罪のことです。

「児童ポルノ」は、児童の裸体等の画像を他人に提供したり、撮影して製造したり、インターネットの掲示板に貼り付けたりする犯罪のことです。

次に、福祉犯の検挙状況についてお話しをさせていただきます。

平成25年中の都内における福祉犯罪の検挙は、623件588人です。法令別に見ると、児童買春、児童ポルノ禁止法の検挙が221件178人と一番多く、全体の35%を占めております。出会い系サイト規制法の検挙については、166件167人と全体の27%を占めております。青少年育成条例違反については、119件99人で、全体の19%を占めております。

この3つの法令で、福祉犯全体の検挙の約8割以上を占めている状況があります。

次に、過去5年間の福祉犯の検挙件数、人員の推移は、次の通りで、去年は、前年比で85件66人の増加となっています。

次に、被害児童数の推移についてですが、被害児童は391人で、前年比21人増加をしており、女子が320人で全体の82%を占めており、ここ数年は横ばい傾向にあります。

被害児童の学職別は、次のとおりで、高校生、中学生の被害が多く、約8割以上を占めております。この傾向は、ここ数年変化がありません。

また、被害児童全体の約6割が、性的被害で保護されている状況が見られます。

福祉犯については、潜在性があり、犯罪がなかなか発覚しにくいという特徴があるとと言えます。

その理由は、一つは、「精神的に未熟」ということです。少年は発育途上にあつて、精神的に未熟であり、自分の置かれている状況がよく理解できないということです。

二つ目は、児童買春事犯などでは、お金をもらえるとといった経済的利益に目を奪われ、自らの「被害意識が低い」ということです。

三つ目は、「羞恥心が強く、申告できない」ということです。

四つ目は、「後難を恐れる」ということです。暴力団関係者、素行不良者が被疑者である場合は、届け出ることによる仕返しを恐れるということです。

五つ目は、世間的に被疑者だけではなく、「被害者にも非がある」という見方をすることも多いということです。

以上、福祉犯にはこの五つの特徴があると言えます。

最近問題となっているのは、「リベンジポルノ」といわれるものです。

「リベンジポルノ」は、ふられた腹いせに、交際していた相手のわいせつ画像等をインターネット上に流出させるものですが、現在、日本ではリベンジポルノ自体を取り締まる法律がなく、児童ポルノ、わいせつ画像等の公然陳列や脅迫等で検挙している状況があります。

先日、新聞にも掲載されておりましたが、被害者は10代の児童が多く、ネット上で知り合った見も知らぬ男に、自分の裸の画像を「自画撮り」して送り、交際を断ったのを切っ掛けにネット上に流されたり、脅される事案が増えているということです。当然、ネット上にばらまかれた画像は、回収ができなくなり、インターネット上から完全に消すことは不可能な状況です。

子ども達が被害に遭わないために

○親しい間柄でも、写真や動画を撮ったり撮らせたりしないこと。

○一旦ネット上に流出したら回収不可能であること。

○ネット上で知り合った人に、安易に写真や動画を送らないこと

等といったことを大人が繰り返し注意して、被害防止に努めていく必要があります。

それでは、福祉犯の検挙事例についてお話をします。

「JK リフレ」や「JK お散歩」といった言葉を聞いたことがあると思います。

当課では、平成24年2月に「女子高生見学クラブ」を検挙しております。

「女子高生見学クラブ」とは、店舗内の大部屋で女子高生などが制服姿で本を読んだり他の子と会話をしながら待機をして、その児童が待機する大部屋を囲むように、マジックミラー付の個室が配置され、客は、個室からマジックミラー越しにその大部屋をのぞき見るのです。客は、気に入った児童がいれば指名をして、指名を受けた児童は客のいる部屋の前で、客の要望に応じて踏み台の上に立って、マジックミラー越しに下着が見れるような姿勢をとるサービスをするのです。

店舗内のイメージとしては、こういったものになります。

平均的な料金は、「30分コース3,000円、60分コース5,000円」で指名料は、「5分コース1,000円、10分コース2,000円」といったものです。

働いてる児童は、店によっても多少違いますが、時給900円と指名料は、店側との折半で、多いもので1万5千円程度の収入がある児童もいました。

店で働くようになった切っ掛けは、「友達からの紹介やインターネットの募集を見て知った、学校で噂になっていた」というものでした。いかがわしい場所で働くことの怖さはなかったかを聞いたところ、「マジックミラーが仕切りとなっており、客との会話もなく、触れられることもないので安心感があった。同年代の女

の子で仲間意識があった。」というものでした。

店舗内の状況は、こういった状況でした。

次に、「JK リフレ」といわれるものについてお話します。「JK リフレ」とは、援助交際などで使われる隠語の「女子高生」をあらわし、「リフレ」とは、理学療法である「リフレクソロジー」を略した表現で、これを合わせて「JK リフレ」と言われるものです。

具体的なサービス内容は、従業員である女子高生などと客が、ベニヤ板やカーテンで仕切られた約1.5畳ほどの個室で二人きりになり、基本サービスとして「添い寝」、「手、肩、腰、足などを揉む簡易なマッサージ」を行います。平均的な時間は、「30分3,000円」、「60分5,000円」で店舗によっては、「6時間30,000円」などというコースを設けているところもありました。

また、各店舗ではオプションというものがあり、代表的なものとして

○ハグ	5秒	1,000円
○見つめ合う	1分	1,000円
○往復ビンタ	1回	1,000円
○いいこいいこ	3分	1,000円
○逆リフレ	3分	2,000円
○膝枕	3分	2,000円

などがありました。

この「JK リフレ」の摘発に至った経緯については、先ほど説明した「女子高生見学クラブ」の摘発後、秋葉原や新宿、渋谷などで女子高生を売りにした新たな店舗が増えはじめ、警察に対しても、「女子高生が個室に入って、客とハグなどと称して抱き合うサービスをしている。中には、そこでメールの交換をして援助交際をしている子もいる。違法ではないのか。」という情報が多数寄せられたことから、実態調査に乗り出しました。

その結果、「JK リフレ」を謳う店舗が、秋葉原を中心に、池袋、新宿、渋谷、立川などに約80店舗が確認され、性的なサービスや「女子高生見学クラブ」のように下着を見せるようなサービスをしない、いわゆるグレーゾーンでの営業実態が確認できました。

この「JK リフレ」は、「女子高生と客が個室で2人きりになる」ことから、児童買春やストーカーの温床になることや、秋葉原では制服姿で路上でのチラシ配りが、地域環境に悪影響を及ぼしている現状から、取締りを念頭に捜査を開始しました。

労働基準法の第62条第2項に、「使用者は、満18歳に満たない者を、福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。」という規程があり、年少者労働基準規則第8条第45号の「特殊の遊興的接客業における業務」に「JK リフレ」が該当するかどうか、労働基準監督署への意見照会を実施した結果、サービス内

容である、個室において女子高生が遊客と肌が接触するような行為は、個々の客に対する積極的なもてなしであり、客に性的な慰安歓楽を与えることを一つの目的とするものであることから「特殊の遊興的接客業における業務」に該当するとの回答を得て、平成25年1月27日に一斉捜索を実施しました。

その結果、76名の児童を保護するとともに、4名を通常逮捕しました。

一斉摘発時に保護した児童を事情聴取したところ「別にエッチなことをする訳じゃない。」「危ない時はすぐに助けてくれる。」などと、まったく危険性を意識しておらず、また、「マックのバイトなんか、かったるくてやってられない。」などといった安易な考えで働いている状況が伺えました。

その後、「JKリフレ」などで働くなどした18歳未満の児童を「補導」の対象としております。

その後、秋葉原駅を中心に、制服を着た女子高生などが路上に並んでビラを配布しながら通行人に呼びかけ、観光案内と称して、仮想デートのようなことをする、無店舗型営業の「JKお散歩」が問題になりました。

客は、散歩中に児童に食事を奢ったり、カラオケボックスで歌を歌ったりするのですが、客の中にはカラオケボックス内で、下着の売買を持ちかけたりして、福祉犯の被害に遭う児童もいました。

今年の2月に「JKお散歩」で知り合った17歳の児童に現金を渡し、みだらな行為をしたことで36歳の男を検挙しております。

その後も「JK撮影会」や最近では、神奈川県警で検挙した「JKプロレス」と称する女子高生などを売りにする新たな形態の業種が手を替え品を替えあらわれる状況にあります。福祉犯捜査を担当している我々も、社会の新たな変化に敏感に対応した捜査活動を今後も展開してまいります。

このように、福祉犯捜査を担当しておりますと、いかに性に対する考え方が変化したとはいえ、心のない大人が、思慮分別に乏しい児童を利用して、常に新たな方法を考え、利益を得ようとしているか、また、このような児童を性の対象として、自己の欲求を満たすために利用する客がいかに多く存在しているか、更には、児童も買春や援助交際など、本当にわずかなお小遣い欲しさのために自分の大事なものを容易に、いとも簡単に金にかえようとするのか、本当に考えさせられてしまうような、痛ましい事件ばかりであります。

これからお見せするビデオは、昨年12月4日にTBSで放送された密着・警視庁24時の「東京の犯罪を激撮」という番組ですが、牛込署との共同捜査本部で検挙した「援デリ事件」の検挙活動状況のビデオですので、福祉犯ではどんな捜査をしているか、その一部を見ていただきたいと思えます。

尚、16分放送されたものを、8分バージョンに短縮しておりますのでよろしくお願ひします。

このような形で犯罪の取締りを行っています。また、映像に出てきた警部補の

ように、女性も捜査の現場で活躍していますので宣伝をいたしたいと思います。  
私からは以上です。

【質問等はなし。退席】

### 3 議題

- (i) 府中市青少年健全育成事業の実施状況並びに青少年対策地区委員会の活動状況について

【事務局より、資料2に基づき、府中市青少年健全育成事業の実施状況について説明】

それでは、私の方からは、お手元の会議資料3ページからの資料2についてご説明させていただきます。

青少年健全育成の主な事業としては、大きく関連事業と通年事業の2つに分かれております。

資料の3ページ、4ページは、平成25年度府中市青少年関連事業及び通年事業の実施状況でありまして、5ページ、6ページは、平成26年度の青少年健全育成事業の一覧表でございます。

まず、3ページ目の25年度関連事業実施結果から説明いたします。表の左上から主管担当課、年間の主な事業内容、事業数、参加人数に分かれています。

25年度は、16の部署におきまして、103の事業が実施され、事業参加人数の合計といたしまして、記載のとおりであります。304,674人の参加がありました。このうち、青少年の参加人数は、147,511人となっております。前年度と比較いたしますと、参加総人数で、13,544人、青少年の人数で、2,615人それぞれ減少となっております。参加人数が減少した要因ですが、全体的には参加者が増えた状況が多かったのですが、台風、積雪等の影響により多数のイベントが中止になったことが要因となりました。

次に、4ページ目をご覧ください。

ここでは、年間をとおして定期的実施される事業や、相談事業等記載しております。25年度の実施結果につきましては、13の部署におきまして、46の事業を実施いたしました。参加人数は、277,176人、うち児童・生徒の人数は246,923人で、前年度と比較いたしますと、総参加人数では8,218人、青少年の人数では4,954人の減少となっております。参加人数の主な減少理由は、増加傾向が多かったのですが、やはり台風等の天候の影響を受けたものと思われま

相談事案については、4ページに記載のとおり、現在、子ども家庭部、教育部あわせて5事業で推進しております。

相談事業の件数ですが、平成25年度は、6,699件の相談を受理しており、広く市民に活用していただいております。

資料の5ページから7ページにつきましてご説明いたします。

この資料は、本年度における各課の青少年関連事業及び通年事業を記載したものでございます。

内容については、記載のとおりであります。事務局といたしましては、平成26年度府中市青少年健全育成基本方針の達成に向け、関係各課、関係機関、地域の青少年育成諸団体及び学校等との連携をより深め、記載の放課後子ども教室事業、中高生体験事業、家庭の日関連事業などの事業を推進してまいります。

以上で概要説明をおわります。よろしくお願いたします。

【意見、質問はなし。了承】

【北島副会長より、資料3に基づき、青少年対策地区委員会の活動状況について説明】

北島と申します。よろしくお願いたします。

それでは、私からお手元の会議次第の3にあります議題（1）後段、青少年対策地区委員会の活動状況について、会議資料8ページからの資料3に基づいて、ご説明をさせていただきます。

青少年対策地区委員会は、市内の各中学校を1単位として、現在11地区で616名の委員で活動しております。委員の構成は、学校、PTA、民生児童委員、保護司、自治会会員、青少年委員などからなっております。

昨年度は、各地区合計152回の委員会を開催し、研修も全地区で実施をしております。活動内容は、大きく分けまして、環境浄化活動、非行防止活動、啓発活動その他の健全育成活動です。

資料に基づいて活動内容のご説明をさせていただきますと、環境浄化活動としては、地域パトロール、夜間パトロールなどを行っています。非行防止活動としては、座談会、講演会などを行っています。啓発活動としては、中学生らと共に街頭広報活動などを行っています。

その他の健全育成活動についてお話ししますと、文化的な活動としては、作文発表大会、かるた大会、ふれあいコンサート、凧あげ大会、ススキ刈りなどを行っています。スポーツ活動としては、スポーツフェスティバル、軽スポーツ大会、わいわい駅伝、ちびっこ相撲大会などを行っています。レクリエーション活動と

しては、親子早朝徒歩ラリー、サマーフェスティバル、ゲーム大会、地域ふれあいまつり等を行っております。ボランティア活動としては、多摩川清掃や地域清掃活動などを行っております。

これら青少対事業の昨年度の参加人数についてですが、総数が2万3,075人で、うち児童数は1万0,059人と多くの参加がありました。

今年度もより多くの市民、児童に参加して頂けるよう、各地域の特性に合わせて様々な事業を計画・実施しているところでありますが、詳しい活動内容についての質問等がございましたら、本日、各地区委員会の委員長が出席しておりますので、お尋ねいただきたいと思います。

最後になりますが、今後とも青少対の活動に対するご理解、ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

【意見、質問はなし。了承】

## (2) 社会環境浄化活動について

【事務局より、資料に基づき説明】

事務局から、議題（2）について、ご説明申し上げます。お手元の会議資料4の12、13ページをご覧ください。

府中市では、環境浄化活動として、資料に記載のとおり、本年度も積極的な取り組みを実施していく予定でございます。

1の「市内パトロール活動について」ですが、青少対では、危険場所の発見や非行の抑止を目的として各種パトロールを実施しております。パトロールの実施方法は、パトロール員が姿を見せる「見せるパトロール」を重点に実施しております。昨年度の実施回数は、139回で、毎年多くのパトロールを実施しております。

当市の安全も、こうした地域の方々の根強いパトロール活動などに支えられて成り立っているものと深く確信しております。

2の「府中市青少年健全育成協力店制度の推進状況について」ご説明します。

この制度は、平成15年9月よりコンビニエンスストア、書店の2業種にご協力いただき、始まった制度です。

現在では、青少対の地区委員の皆様のご協力のおかげで、コンビニエンスストア91店、書店4店、ゲーム店3店、ビデオ店5店、酒・たばこ販売店39店、カラオケ店1店、携帯電話販売店1店、刃物類販売店1店の合計145店のご理解ご協力を得て、事業を推進しております。

本年度は、市内の未加入のコンビニエンスストア、酒・たばこ販売店の加入依頼活動

を、今月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」中に実施する予定です。

3の「不健全図書類収納自動販売機の設置状況調査について」ご説明します。

事務局では、市内に設置された不健全図書類収納自動販売機、いわゆる成人向け雑誌・ビデオ類自動販売機の調査活動を実施しております。

昨年まで、市内では1箇所3台の自動販売機が設置されていることを確認しておりましたが、現在、撤去され0台となっております。

当市といたしましては、引き続き定期的な調査を実施し、新たに不健全図書類自動販売機の設置を確認し、その設置場所の形態・方法が違法と認められたものに対しては、都主管課に通報するとともに関係機関、団体との連携を強化し、効果のある調査・監視活動を実施していく予定でございます。

続いて、資料5の14ページ以降をご覧ください。

内閣府では、毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」として青少年の健全育成への取り組みを集中して実施してきました。

今年度の重点課題は、会議資料14ページの4の(1)から17ページの(7)までに記載の7項目です。

項目のみ読み上げたいと思います。重点課題1 インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進、重点課題2 有害環境への適切な対応、重点課題3 薬物乱用対策の推進、重点課題4 不良行為及び初発型非行(犯罪)の防止、重点課題5 歳非行(犯罪)の防止、重点課題6 いじめ・暴力行為等の問題行動への対応、重点課題7 青少年の福祉を害する犯罪被害の防止、以上の7項目となっております。

各機関との連携や青少対の皆様等のご協力を得まして、広く啓発していく予定でございます。

以上です。

【意見、質問はなし。了承】

#### 4 情報交換

##### (i) 府中市内の少年非行等の現状について

【岸本委員より説明】

署長の岸本でございます。

私からは、ただ今ご指定のありました、府中市内の少年非行等の現状に関しまして、主に、少年事件及び少年補導の各現状、並びに、少年の健全育成活動の3項目についてご説明をいたします。

まず、最初に、少年事件の現状になります。今年5月末現在であります。当署が検挙いたしました、窃盗をはじめとします刑法犯、又、覚せい剤、銃刀法違

反などの特別法犯の件数と人員につきましては、あわせまして225件171名でありました。

そのうち、少年が関与する事件の検挙件数と人員がどれくらいかと申しますと、34件28名でありました。ですから、少年事件が全検挙件数に占める割合は件数では約15%、人員では約16%になります。また、昨年同時期と比較いたしますと、少年事件は総検挙件数では約2割、人員は約3割といずれも減少しております。

次に特異な少年事件をご紹介します。今からご紹介いたします事件は、新聞、テレビなど各マスコミでも大きく報道されていまして、皆様もご承知かと思えます。

この事件は、オートバイの連続窃盗事件であります。

事件の概要になりますが、府中市内に居住します少年たちが、カブ族などと自称しまして、通称カブと呼ばれています50ccのオートバイを盗み乗り回していた事件であります。

当署では、本部の少年事件課の応援をいただきまして、逮捕した7人の少年を含む9人を窃盗罪で送致しております。盗んだオートバイは判明しただけでも16台に及びます。彼らは盗みやすいカブに狙いをつけまして、オートバイの鍵の部分をドライバーなどで壊し、電気系統の配線を直結するなどしまして、エンジンを始動させ盗んでおりました。彼らの供述ではこの犯行方法はインターネットを利用して知ったとのことでした。

次に、少年補導の現状についてであります。

今年5月末現在になりますが、当署では90件の補導をしております。前年同時期と比べますと、半数近くの約5割ほど減少しております。補導件数は、警視庁全体をみましても約14%ほど減少するなど、全庁的に減少傾向にあります。

当署の場合は、先ほどご説明いたしました、オートバイの窃盗事件の検挙とこの事件の報道発表が、非行への行動を抑止するなど、当該事件が少なからず影響して減少したのではないかと考えております。

補導された要因といいますか行為であります。7割が深夜はいかいかい、2割強が喫煙でありました。この傾向は例年と変わらない状況であります。

次に、当署が推進しております、少年の健全育成活動をはじめといたします各種活動についてご説明いたします。

当署では、市内の学校と綿密な連携を図りまして、現在まで公立、私立の小中学校など36校に対しますセーフティ教室、又、薬物乱用防止教室及びサイバー犯罪防止教室などを、いずれも20数回ほど実施しております。

セーフティ教室は、各小中学校の先生方と事前に詳細な打ち合わせをした後、小学校の低学年生には連れ去り事案に対する防止教室、また、中学年の生徒さんには、万引きやいじめ事案に対する指導、そして、高学年の生徒さんには、スマ

ートフォンの正しい利用方法や各種薬物に関する指導などの活動を、DVD の視聴やロールプレイを活用して効果的に実施しております。

また、中学生には、本部サイバー犯罪対策課の講師を要請するなどしまして、現在、社会的な問題になっております、スマートフォン、インターネットに関する犯罪の怖さや、防止対策などについて指導をしております。

以上、ご説明いたしました。当署は今後も市役所、学校をはじめ、本日、協議会にご出席の関係各機関、各団体の皆様と綿密な連携を図りまして、府中市の将来を担います、青少年の健全育成のため全力を尽くしてまいります。

どうぞ、今後とも、皆様のさらなるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上であります。

【意見質問はなし。】

## (2) 児童相談の現状について

【影山委員より資料「多摩児童相談所 相談概況」に基づき説明】

いつもお世話になっております。多摩児童相談所の影山でございます。

皆様のお手元にA3の資料を配らせていただいておりますので、この資料に基づいて説明させていただきたいと考えています。

資料の左上をご覧くださいと、これは多摩児相と東京都全体の相談件数の推移でございますけれども、前年度に比べて8%程度、児童相談所の相談件数が伸びております。また、上の赤いところに示させていただいているのが、各市区町村の相談件数であります。平成25年度は44,282件ということで公表されました。これについても約8%程度伸びている状況であります。

多摩児童相談所全体では、1081件ということで約18%増の相談の伸び率であります。

右の相談種別の方で、どのような相談が増えたかということでございますけれども、いわゆる養護相談、後ほどお話ししますが、中でも虐待の相談が非常に増えたということでございます。

その虐待の現況でございますが、平成24年度は224件のところ、平成25年度は377件ということで、約68%の伸びでございます。これが伸びた一番の大きな要因でございますけれども、国の指針等も変更される中で、虐待を受けた家庭に職員を派遣する場合は、必ず、その家庭の兄弟全員について、安全確認

及び指導を行うようにとの指針が示されたこともございまして、私どもでは兄弟受理という言い方をしていますけれども、この兄弟受理でおよそ30%増えたとみております。それ以外でもこういった伸び率でございます。

府中市内の状況でございますけれども、真ん中の図でございます。平成25年度135件、前年度が70件でしたので約倍近い伸び率でございます。因みに、今年度に入って3か月の府中市の虐待の数字は、53件というような状況でありますから、昨年度と比べても若干増えております。

一番右のところで、児童1,000人当たりの虐待受理件数ということで、しめさせていただきます。府中市については、3.3ということで、東京都全体で3.1でありますので、ほぼ平均値なのかなとみております。

実際、どのようなところから虐待の相談が寄せられるかというところですが、一番多いのが区市町村から児童相談所に相談があがってくるケースでございます。これは、実際に子ども家庭支援センターさんとかが、市民の方からの相談を受け、児童相談所の機能が必要、又は、専門的な調査が必要ということで、「たち」の方からお話しをいただくのが一番多いということでございます。これに次いで、近隣・知人、更に、家族・親戚、医療機関といった傾向でございます。

虐待の種別については、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、性的虐待といった傾向で、これは府中市特有の傾向だということにはございません。

また、主たる虐待者の割合でございますけれども、母親が7割強、父親の方が2割強という割合でございます。

一番下のところで非行の状況でございます。非行については、多摩児童相談所で64件から51件と減少傾向でございます。東京都全体でも児童相談所の非行相談については、やはり、減少傾向でございます。多摩児童相談所における平成25年度の府中市民の方の非行相談の件数は、11件ということでございます。

非行種別を示させていただきましたけれども、11件の割合ですので参考程度にみていただければよろしいかなと思います。

最後に、府中市の一時保護及び入所等の状況であります。平成25年度は、415件の相談を受け、37人のお子さんを一時保護し、26人について入所措置をとった状況でございます。

また、府中市全体で、5月現在の数字でございますけれども、72人のお子さん達が何らかの事情で家庭ではなく、施設等で生活しているというご報告でございます。

ここまでが、この資料でございます。

もう一つ、厚木、足立等いろいろなところで問題になっている、不明児童でございます。その中で不明児童については、国の方もそれぞれの区市町村に調査をしている最中でございます。その中で不明児童については、市と連携をしながら、とにかく、安全確認をするようにやりたいということで進めさせていただいてい

ます。これについては、市の子ども家庭支援センター、学校関係等にご協力いただきながら、大きな事件になる前に確認をしていきたいと思っております。

私からのご報告は以上でございます。

【意見質問はなし。】

(3) 児童・生徒の現状について

【平原委員より小学校の現状を説明】

今年度、府中市立小学校校長会会長を務めております、府中第四小学校校長の平原と申します。どうぞよろしく願いいたします。

日頃より、皆様には子ども達を温かく見守っていただきまして、子ども達は明るく元気に学校生活を過ごしております。ありがとうございます。

その中で、健全育成という視点からは、子どもの安全・安心を守ることが各小学校大きな課題になっていると思います。

安全・安心の視点から、私は5項目が大切だと考えています。

第一に、交通安全です。

第二に、不審者対応等の防犯です。

第三に、防災です。

第四に、いじめ問題についてです。今、学校でも、その対策をとっているところ です。

そして、最後の五つ目は、小学校でも、情報モラルが大きな課題になりつつあると、私は感じています。

まず、交通安全についてであります。府中警察署のご協力をいただきまして、交通安全教室を開催しています。

本校でもこの春に実施しましたが、「自転車の安全な乗り方教室」です。3年生くらいから行動範囲が広がって、自転車に乗りはじめる子も増えてきますので、3年生を対象とした自転車教室で実地と講話を交えた教室を実施していただきました。

今年度も、子どもが車との接触事故があった等の報告を受けておりますので、これからも交通安全は大きな課題であると思っています。

防犯については、不審者対応ということで、これも府中警察署のご協力を得まして、セーフティ教室を各学校で行っています。先ほど署長さんからお話しがありました。小さい子については連れ去り等の案件で「大きな声を出すんだよ」、「近づいてはいけないんだよ」というようなご指導をいただいております。中学

年で行動が広がってくる時期、子どもとの関わりが深まって、大人の手から離れていく時期の指導していただいております。

また、高学年では、私の学校でも情報モラルのことを取り扱っていただきました。

全体的にパーセンテージを把握しているわけではありませんが、多くの子どもが携帯電話や通信機能付のゲーム機等を身近に持って使っているというのが現状です。そういった意味でセーフティ教室等を実施しながら、防犯面を対応しているところです。

それから、防災については昨年度から、校長会で防災のマニュアルを作ろうということで取り組んでまいりました。地震の震度5弱以上の場合の引き渡しですとか、今も台風8号が迫ってきている状況ですが、台風対応について各校共通とし、午前7時の段階で暴風警報ですとか、特別警報が発令されている場合には休校にするといったことを、33校が共通の判断をするといったことを進めているところです。こういった防災については、防災マニュアルを作りながら、各校が共通、それから学校の実状に即して、校長が正しく判断して、子どもを守っていくということで進めております。

また、いじめについては、いじめがあるかも知れないといった目で日頃から見、早期発見、早期解決につなげることが大事だと考えております。今、方針が出ていますけれども、学校としても的確な取り組みをして、子どもをいじめ等から守っていきたいと思います。

また、対処療法とともに豊かな関わりを通して、思いやりのある心を育ていくのが、いじめの解消につながると、豊かな心を育む指導が大事だと思っています。

最後、五つ目になりますが、情報モラルについては、警察の方、東京都教育委員会、通信機器のメーカーの方等をお招きしての情報モラル教室等も各校においては始まっているところで、子どものうちから、しっかりとしたモラルをつくっていくことが、将来、中学生、高校生になった時に大きな犯罪から守ったり、相手を傷つけたりしないことに繋がっていくと考え指導を進めてまいります。

以上、子どもの安全・安心ということでの五点についてお話しをさせていただきました。

【意見質問はなし。】

【三浦委員より中学校の現状を説明】

それでは、中学校の報告をさせていただきます。

生活指導主任会の担当である、一中の堀米校長から、4月からの様子等を聞きましたところ、滑り出しとしては全校とも落ち着いた状況にあるとのことで、先月、補導の報告がゼロです。

私も3年間、生活指導主任会の担当をやっていましたが、1か月間で補導が1件もなかったという事例は無く、補導は多かったです。先月の報告では、非常に落ち着いた状況なのかなと思います。

先ほど府中警察からお話がありましたが、この3月のカブ族の一斉検挙というものが、子ども達の中に響いたのかなと思います。やはり、駄目なものは駄目ということ、しっかり大人がその場で対応していくということが、共通的な理解を進めていくことで、子どもが早く、しっかりと気づいて、自分達の行動を見直すことができるというものに繋がっていくという意味では、関係機関の皆さんと協力してやっていくことは、非常に大事だと痛感した次第でございます。

先ほどから出ています諸問題について、インターネット、それから薬物乱用防止など、中学校については年間計画の中で、全ての学校が安全指導教室を取り組んでいます。

交通安全については、スケアードストレート自転車安全教室の予算をとっていただき感謝申し上げます。

これはお願いでございます。11校で、3年に一度はやっていただけたらと思います。そうしますと、1年間に3校又は4校でないとまわっていきません。中学校3年間のうちに、1回はあのような教室を目の当たりに見て、自分が加害者になる可能性も含め、自転車の安全運転意識を高めていけると感じています。是非、予算増のお願いができればありがたいと考えています。

インターネットの問題については、毎年、警察の方や、KDDI、ドコモ等の会社の講師に来ていただいて、ビデオ等を使い、現実的な問題をやっていただいています。

しかし、現実としては、子ども達の中で、安易な方向で誹謗・中傷やそういうところをやってしまうというのが、中学校の現状です。

このような問題については、小中連携して、小学校のうちから正しい使い方、家庭の指導のあり方などの教育を積み重ねていく必要があるのかなという課題が浮き彫りになってきました。

今後、小中連携やスクールコミュニティで、地域で子ども達を支えていくということが健全育成に大きく繋がるという認識をしております。

中学校においては、地域とのつながりを深めていくことが大切で、スクールコミュニティで青少対も含めて、中学生が地域の大人の方と顔を合わせられる機会を多くつくるのが健全育成。大人が周りで見ている。自分の気持ちが動いた時に、知っている大人の顔を見た瞬間に自分の気持ちを抑えることができる。中学

生は、どうしても部活だとか中での活動が多いのですが、なるべく外の活動に出られる場面を皆さんと一緒につくっていただければ、子ども達の健全育成に繋がると考えています。

地域の中で、子ども達を育てていく観点から、青少年問題協議会の中での取り組み、中学生を含めて皆さんに支えていただいて、環境づくりをお願いできればと思っています。

【意見質問はなし。】

#### 【内田委員より高等学校の現状を説明】

先日、7月の校長連絡会が西多摩地区でございまして、何人かの校長先生方とお話しした折、我が校も同じような現状が見受けられますが、年々、高校に入学してくる生徒がおとなしくなってきたのではないかという話になりました。おとなしいという語感では伝わりにくいので、言い換えますと、規範意識が以前に比較して身に付いた生徒が多く入学して来るようになったと言えば伝わりやすいでしょうか。特別に指導を必要とする生徒の数が年々減少してきているように感じます。これも小学校から中学校まで各学校はもちろん、地域の方々が熱心に子どもたちを指導してこられた成果が少しずつ表れているのではないかと考えております。

話は変わりますが、過去において学校を悩ませていたものに闇サイトというものがあります。学校の裏サイト等のことですが、ここ近年はツイッター、高校生の間ではバカッターと呼ばれるものが世間を騒がしていたことは皆様ご存知のことと思います。ニュース等で報道されるほど悪質なもので様々なことがツイッターに投稿されました。これも一部の高校生の規範意識欠如から引き起こされたことですが、そこまでひどくなくてもフェイスブック等における実名と住所と学校名が記載されたままの無防備な状態で、さらけ出している状況を鑑みると生徒たちの情報リテラシーの教育の必要性を一段と感じていたところです。

しかし、実は、ツイッター以上に高校において先生や保護者の方を悩ませているものがあります。それは、この頃、ニュース等でも話題になっているのでご存知の方も多いと思いますがラインというアプリケーションです。ラインというのは非常にやっかいでして、ツイッターのように表に出てきにくいツールと言われています。保護者の方々からも学校としてラインを禁止にしてもらえないかと言われたという話は他の学校でもよく耳にしますが、現実問題として、ラインに関

しては、我々としては規制のしようがないというか、監視の難しいもので、対応に非常に苦慮しているのが現状です。本校としても、まだ、大きな被害が出たとは聞いておりませんが、ラインの中で関係性が崩れて、登校できなくなった生徒がいる学校もあると耳にしております。

もう一つ話題にあがっていたのは、今までは有料サイトは保護者のカード決済等が必要になっていた場合がほとんどですけれども、簡単決済ということで親のカードを通さなくても、電話料金に加算される形で有料コンテンツの方に入っていけるという話が出ました。大体の親御さんが、電話の明細を見ていない、あるいは、明細が届いたとしても、一括になっているために、自分の子どもがどういう風に使っているかはなかなか分かりにくい。カードを使用していれば、このような世の中ですので、その使用状況を把握しやすいのですが通話料に含まれてしまうと、親として注意していなければ見逃しやすいということです。このことも、本校を含め近隣の高校から大きな問題になったという話は聞いておりませんが、今後、保護者の方々はもちろん、我々としても注視していかなければならない事項だと思われます。

いずれにしても、我々が生徒に追いついた時には既に新しいツールが世を席卷していることはよくあることです。生徒に対する情報リテラシーの教育は、今後さらに強化していくことはもちろんですが、我々自身も最新の情報に対して常にアンテナを張り続けることが必要とされております。

【意見質問はなし。】

## 5 その他

【文化振興課英課長より、「第29回府中市青少年音楽祭」等について説明】

前年度は、児童青少年課でお世話になりました。

文化振興課の英と申します。

それでは、二点ご案内をさせていただきます。

先ほど、青少年健全育成関連事業としてご報告のあった事業の一つでございますが、緑色のチラシをご覧ください。

第29回府中市青少年音楽祭でございますが、今年度は、合奏の部を8月23日土曜日、合唱の部を8月24日日曜日に開催いたします。

場所は、府中の森芸術劇場どりーむホールで入場は無料でございます。

出演団体は、裏面に記載の資料のとおりでございます。合奏の部22団体、合唱の部12団体が出演いたします。学校別でいうと、小学校は11校、中学校

は4校、高等学校は3校にご参加いただいております。

多くの皆様にご来場していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく  
お願いいたします。

二点目ですが、資料はございませんが、本市では、市民が身近な場所で色々な  
文化・芸術に親しみ、喜びや感動を味わうことのできる環境づくりを進めること  
を目的といたしまして、今年度から市民文化の日を設定いたしました。

市民文化の日は、毎年10月の第2日曜日の設定となりますが、今年度は10  
月5日の第一日曜日に、市内各文化施設におきましてイベントなどを実施する予  
定でございますので、併せて、ご案内させていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【意見質問はなし。】

## 6 閉会

会長より、会議の終了を宣言され、協議会は閉会となった。